

## 香川県警察障害者活躍推進計画

機関名	香川県警察本部
任命権者	香川県警察本部長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
香川県警察本部における障害者雇用に関する課題	障害者に限定した募集・採用は行っていない。 （なお、政令で除外対象と定められる警察官以外の職員における法定雇用率は従前より達成済）
<b>目標</b>	
① 採用に関する目標	在籍する障害者数が前年度を下回らないこと。
② 定着に関する目標	障害を理由として不本意に離職することのないよう、障害者である職員に対して組織的な配慮を行うこと。
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として警務部長を選任する。</li> <li>○ 障害者である職員の相談先について、所属長や上司、障害者職業生活相談員及び相談窓口の役割を整理し、当該職員本人からの相談先を庁内システムにより周知する。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員を人事課に1名選任し、選任された職員には、香川県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難な障害者である職員から相談があった場合は、その障害の程度に応じ負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつ、適切に実施する。</li> <li>○ 今後、障害者に限定した募集・採用を行うこととなった場合は、以下の要件を排除するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定すること。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。</li> </ul> </li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者である職員の活躍の場の拡大を推進する。</li> </ul>